

## 第45回 基本計画部会 議事録

- 1 日時 平成25年10月30日（金）11:05～12:00
- 2 場所 中央合同庁舎4号館11階 共用第1特別会議室
- 3 出席者

### 【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、川崎委員、北村委員、西郷委員、津谷委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

### 【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局等】

井内内閣府大臣官房審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付企画官

## 4 議事

- (1) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について
- (2) 次期「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する審議の進め方について
- (3) その他

## 5 議事録

○樋口部会長 それでは、ただいまから第45回「基本計画部会」を開催いたします。

本日は、黒澤委員、白波瀬委員、椿臨時委員が御欠席です。

本日は、先ほど開催されました第69回統計委員会におきまして、総務大臣から手交されました諮問第58号「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更につきまして、この基本計画部会に付議されましたので、こちらで審議いたします。

なお、本部会の部会長は私が務めさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料につきまして、事務局から簡単に紹介をお願いします。

○村上室長 では、お手元の資料の御紹介をいたします。

今回、使います資料は2つある封筒のうち、内閣府と書かれました薄い方の封筒を使用いたします。

議事次第を御覧いただきたいのですが、本日の議事の1番が「『公的統計の整備に関する基本的な計画』の変更について」です。対応する資料は「資料1 諮問第58号『公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について』」です。

お手元の封筒の中には一枚紙しか入っておりませんが、本体の方は、先ほどの統計委員会で使いました資料3を再度こちらで使用いたしますので、先ほどの封筒からお取り出しただけだと思います。

それから、議事の2番「次期『公的統計の整備に関する基本的な計画』に関する審議の進め方について」は資料2を使います。

その外に参考1から参考4まで、4つの参考資料があわせて封入されております。

私の方からは以上です。

○樋口部会長 それでは、議事に入ります。先ほど統計委員会に総務大臣から手交されました諮問第58号の公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について、説明をお願いします。

なお、引き続き委員をお願いしております方におかれましては、これまでの経緯から今後どのように議論が進められていくのかについてはお分かりかと思いますが、新委員もいらっしゃいますので、これまでの経緯と併せて今後の進め方についても説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官付企画官 それでは、資料1、先ほどの委員会資料3ですが、その「参考」という横の紙とそれから本体とに分かれるかと思いますが、主にこの横の紙で説明しながら、適時本体を引用していきたいと思っております。

申し遅れましたが、私、この基本計画の取りまとめを担っている総務省の澤村と申します。よろしく願いいたします。

それでは、横の紙から入らせていただきます。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」、以下「基本計画」と略させていただきますが、まず、これがどういう仕組みのものか、またどういう形で次の計画に引き継がれていくのかというところから御説明したいと思います。

基本計画は、御承知のとおり、平成19年に全面改正されました統計法第4条において新たに設けられた規定に基づくものであり、統計法の目的、定義、理念の次に位置しております。

つまり、平成19年の統計法の全面改正の中で、それだけ重要視されている規定になります。

この第4条の規定に基づきまして、統計委員会が発足しました平成19年10月以降、1年ほどの期間をかけ御審議いただきました。最初の基本計画を作り込む際には、統計委員会に対し大きな柱立てだけをお示しして、細部の御議論も含めて、どういう形のものにする

かを御議論いただいたところでは。

その結果を最大限生かす形で、平成21年3月に初めて閣議決定が行われ、計画期間は法の規定でおおむね5年ごとに見直すことになっているので、平成21年4月から5年間の計画期間を原則としてスタートしたところでは。

資料の一番右の方にありますように、取組の評価や社会経済情勢の変化を踏まえて、計画の見直しを行うと規定されています。

このため、資料の下の方の流れ図を見ていただくとよく分かるのですが、平成25年5月17日に、私ども総務省から平成24年度の統計法施行状況報告をいたしました。

この報告につきましては、統計法第55条第3項、これも統計法の全面改正に併せて新たに設けられた規定ですが、基本計画の取組状況を含め法の施行に関して公表、報告する仕組みになっております。これに対して毎年度統計委員会で当該年度の取組状況の説明を聞いた上で、改善すべきところがあれば、改善の意見を提示する取組をしておりますが、平成24年度における統計法施行状況審議におきましては、ちょうど基本計画が改定の時期に差しかかるということで、基本計画を中心に、まず5月17日に報告して以来、約5カ月、本部会の下にワーキンググループを設置いたしまして、外部の有識者の方、それから地方公共団体の方等の御意見も参考にしながら、延べ28回にわたる審議を行っていただいたところでは。

その結果、10月9日に統計委員会における審議結果として、次期計画に関する基本的な考え方を含んだ平成24年度統計法施行状況に関する審議結果を取りまとめていただいたところでは。

また、当該審議結果については、統計法第55条第3項に基づく意見として、10月9日に新藤総務大臣に対して当時の樋口委員長から手交されたところでは。

今回、この基本的な考え方を踏まえまして、約3週間と非常にタイトな期間でしたが、可能な限り関係府省との調整をいたしまして、統計法第4条第4項の規定に基づく、平成26年度を始期とする新たな計画である第Ⅱ期基本計画につきまして、本日諮問したところでは。

今後のスケジュールですが、統計委員会における審議と並行いたしまして、統計法第4条第5項の規定に基づき、「総務大臣によるパブリックコメント」として広く国民一般からこの案に関する御意見を伺うこととしています。

現行計画の策定時においては、団体、個人合わせまして、延べ131件の意見をいただきました。これらの意見は総務大臣に対する意見ですので、総務省で処理すべきものではありますが、前回同様に審議の中でそれを生かしていただくため、本委員会にも報告をさせていただく予定です。

その後、これはこちらの都合で誠に恐縮ですが、平成26年4月から第Ⅱ期基本計画を始動させることから逆算いたしますと、平成26年3月には総務大臣から閣議に請議をいたしまして、閣議決定を行う必要があります。

閣議決定に当たりましては、各省協議と申しまして、法令協議と同じように、すべての府省と最終的な協議を行う必要があります。

こちらにつきましては、一定の期間を要することになりますので、そういう事情を勘案すると、平成26年1月末ごろまでに、今回の諮問に対する答申をいただきたいと考えています。また、今後の各省協議をする上では、答申の中で、実効性等を勘案した形で、変更する具体的な理由をより明確にさせていただきますと、関係者の理解も得やすいと考えています。

いずれにいたしましても、今回、諮問した案が最終のものとは思っておりません。今後の審議の中で、より充実を図る、明確化を図るという観点から御審議をいただければと思います。

なお、平成26年4月の統計委員会におきまして、閣議決定の内容等については御報告させていただきます予定です。

次に資料を1枚おめくりいただきまして、では基本計画の諮問案の構成がどのようなになっているかについて御説明いたします。

先ほど申しましたように、第Ⅱ期基本計画は平成26年度を始期とするおおむね5か年の計画と考えております。おおむねと申しますのは、周期調査や各種加工統計の基準改定等の関係から、必ずしも5年間に限定するものでなく、多少前後する事項も含むという意味で、おおむね5か年の計画としております。

各府省は先ほど申しましたように、この基本計画に基づきまして、政府一体となった統計行政の推進に努めていくこととなります。

先ほど申し忘れましたが、統計法第4条における基本計画の規定は、統計法の全面改正時に、我が国では非常に分散型統計機構としての度合いが高く、各府省がそれぞれの施策に応じた統計をそれぞれ策定することから起こる重複や欠落を可能な限り排除し、各府省が一体となって各種施策を講ずる観点から設けられたものですので、この計画に基づいて、今後の統計行政が推進されていくという形になります。

諮問案ですが、先ほどから何回か申しておりますように、10月9日に取りまとめられた「基本的な考え方」を最大限尊重しまして、関係府省と調整を行っているところです。

審議結果をいただいた際にも、具体的施策、実施時期等の明確化を図った上でという要請をいただいておりますので、その点も勘案しながら基本的な考え方を踏まえて、可能な限り具体的な施策や実施時期の明確化を図った形で取りまとめております。

ここで、基本的な考え方に加えた部分として「個別基幹統計の答申事項」「ワーキンググループにおける審議状況」と書いてありますが、これにつきましては、もう一つの本体を御覧いただきながら、御確認いただければと思います。まず、個別の答申事項という部分ですが、本体の33ページを御覧ください。表になっている部分の上から3つ目です。◎がついております、2015年農林業センサスに関する記載ですが、これは農林業センサス自体というよりは、農林業センサスへ経済センサス-活動調査のデータ移送を受け、分析を進

めようという事項です。、これにつきましては、平成25年6月に統計委員会から答申された農林業センサスの今後の課題に記載されている事項でしたが、具体的な取組をこの基本計画に盛り込むことによって、さらに推進を図る趣旨で加えたものです。

それからもう一つ、ワーキンググループにおける審議状況を踏まえて一部取組を追加した事項としまして、17ページを御覧ください。

17ページの上から2行目のところに「なお、」という部分があります。国際的な動向も踏まえつつ、いわゆるビッグデータと呼ばれているものの統計の作成の利活用、それから統計データのビックデータとしての活用といった面からの研究を進めようというところですが、これにつきましては、第3ワーキンググループでも基本的な考え方を取りまとめるに当たって、審議が行われた事項です。

しかしながら、その時点では、いわゆるPOSデータのように、統計作成に使われているものもある一方、具体的に明確なアクションまでは言及されなかったため、ワーキンググループの報告、それから基本的な考え方には含まれていませんでしたが、その後、ビッグデータに関しては、いろいろな面での活用の可能性が指摘されており、先般も雑誌等にアメリカではビッグデータを活用した統計作成として、日本と同じような活用だと思いますが、小売物価の関係の活用も進められているということで、やはり研究的なものは推進していくのが時代の変化に応じたところで必要ではないかということで、この部分を加えております。

基本的な考え方になく、取組を追加している部分はこの2点です。

続きまして、今、御覧いただいたように、基本的な考え方のうち、取組の経緯、必要性、取組の方向性、方針といったものを本文に記載しまして、具体的な措置、つまり具体的なアクションといえますか、各府省が実際にどういうことをいつまでにするかという部分を別表に整理しています。

この形態は、現在の第I期目の計画と同様ですが、例えば、16ページを御覧ください。

行政記録情報等の活用ですが、この中で、行政記録情報の活用に当たって、どういうことがこれまで行われてきたのか、またどういうことが必要になっているのかを前文的に記載した上で、このためという形でどういう方向性、必要性があるかという取組の方向性等を記載している部分ですが、このための最初にありますように、各府省は引き続き統計調査実施の企画に当たっては、統計の整備に活用できる行政記録情報等の有無等について、事前に調査し、検討することを原則とするという部分は、現在の計画では別表にも記載されている事項です。第I期計画では、別表と本文が重複して記載されていたり、最初の計画ということもあり、こういった方針的なものも別表に記載されていますが、このまま別表に記載されたままですと、今後のフォローアップや統計法第55条第3項の規定に基づく御審議をいただく際にも、なかなか評価しにくい部分になってきます。

また、これは計画全体の中でやはり方針的なものは本文に盛り込む方がよいのではないかということで、他の箇所でも、具体的な取組の方向性や方針は、この本文に記載してい

ます。

40ページを御覧ください。

40ページは具体的な取組ですが、「行政記録情報等の利活用の推進」につきましては、具体的に1点目が行政記録情報等から活用される統計、つまり業務統計の実態を調査し、それをもっと公表していこうという、私ども総務省政策統括官になりますが、各府省と共同して取組を進めていく具体的なアクションを別表に記載しています。

また、実態調査に関しては、単に実態を把握するだけではなく、課題等を整理した上で、情報共有、それから解決のための方策を検討する。さらに、「また」以下に書いておりますが、税務データの活用ということで、第Ⅰ期計画の別表に掲げられていた部分については、活用可能性の検証がほぼ今年度中には終わる予定ですので、次年度以降、その情報共有を図りながら新たな活用方策を検討していく取組になっています。

以上、御説明しましたように、こういう形で本文と別表に書き分けられています。

また、別表に掲げられた具体的な措置については、40ページ等を御覧いただくとお分かりのように、どこの府省がいつまでにやるのか可能な限り取組内容の具体化を図ったところ です。

なお、39ページのところの一番下の注書きにありますように、この取組につきましては、基幹統計に係る事項を「◎」、その他の公的統計に係る事項を「○」で始まる形で記載しております。

これは、横紙にありますように、統計法第4条の規定の中で、基幹統計に係る事項とその他の公的統計に係る事項を区分して記載するとなっておりますので、その対応のためにこのような措置を講じているものです。

またこの横紙に戻っていただき「章立て、項目構成は、基本的な考え方とほぼ同じ」です。

詳細は、次のページを御覧いただければと思いますが、ここは現在の第Ⅰ期基本計画を一番左欄に記載しまして、真ん中が先ほど出てまいりました基本的な考え方で示されている審議結果の構成、そして、一番右が第Ⅱ期基本計画の諮問案という形になっています。

これらの比較で見ていただくとお分かりかと思いますが、審議結果で取りまとめられた基本的な考え方におきましては、現行計画の評価を行う過程で、かなり統合や変更という形で、入れ練りがこの矢印で書いています。それを一番右側の諮問案の欄では、ほぼ審議結果を引き継ぐ形で構成は踏襲しております。

若干の変更点は諮問案のところでアンダーラインを引いています。

例えば、第1の「施策展開に当たっての基本的な視点」ですが、基本的な考え方では、5つの視点が示されました。それについては変更しておりませんが、その5つの視点に基づいて、各施策を展開することを方針とする形でまとめていますので「視点及び方針」とした方がよりの確と考え、記述を変更しているところです。

以下、見ていただきましたように、「の」を増やしたりしている部分がありますが、基

本的な中身を変えているものではありません。

最後のページを見ていただきますと、ここでも第3のところ「行政記録情報等の利活用の推進」や「オンラインを利用した調査の推進」というような細かい変更は行っておりますが、中身を変えるものではありません。

若干構成を変えたという意味では、第4の「基本計画の推進」のところでは。

基本的な考え方では、各府省における取組として、基本計画推進会議等を通じて、一体的に取り組んでいくことと、統計委員会におきまして、統計法第55条第3項の規定を活用した取組の強化を図ることの2つの章立てで構成していましたが、これにつきましては、各府省の取組、統計委員会の取組を一体的に行うべきではないかということで、一つには「施策の効果的かつ効率的な実施」ということでまとめています。中身を変えたわけではなく、まとめた章立てにしております。

ちなみに、ここで「効果的かつ効率的」という言葉が出てきますが、これは各府省が先ほど申しましたように、分散型統計機構の中で、ばらばらに対応するのではなくて、関係府省等が一体となった取組を行った方が効率的という意味から「効率的な実施」という文言をつけ加えているところです。

それから、新たに加えたものが2の方で「各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進」ですが、各種法定計画等として、本日の大臣の御挨拶の中にもありました骨太の基本方針や、それから男女共同参画基本計画等の他の閣議決定等も勘案しながら調整・連携を図りつつ進めていくことで、これは閣議決定を行う他の基本計画等でも記載をしているものもあり、それを踏襲させていただいた部分です。それから最後の「情報提供」については、現行計画に盛り込まれていた部分ですが、その部分を加えまして、新たに2としてまとめているものです。

以上、駆け足の説明になりましたが、今回の諮問案の概要です。

○樋口部会長 有難うございました。

審議を進めていくに当たりまして、部会長代理の指名をしたいと思います。

統計委員会令第一条第五項に「部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」と規定されています。

そこで、私から、深尾委員に部会長代理をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○深尾委員 はい。お引き受けします。

○樋口部会長 御挨拶をお願いします。

○深尾委員 これまでの基本的な考え方に関する審議と、これからの諮問に対する審議、できるだけ継続した形で審議していきたいと思っております。頑張りたいと思っております。よろしくをお願いします。

○樋口部会長 それでは、後ほど御決定いただく審議の進め方に沿って、今後、この基本計画部会とその下部組織において審議時間を設け御議論いただきたいと思います。と考えております。

おおよその流れにつきましては、今、説明いただいたとおりですが、新たに委員になられた方もおりますので、その方々の考え方については、ここに追加あるいは修正といったものが諮られていくと思います。

継続して委員をお願いしている方につきましては、10月9日に総務大臣に対して意見しました昨年度のレビューの中におきまして、この統計委員会における基本計画に対する基本的な考え方を既に明示しておりますので、今回、諮問されたわけですが、その内容もおおよそそれに沿ったものという形で提示されておりますので、継続的に御審議ができるのではないかと思います。

大臣の意向もあって、ビッグデータやIT化の促進等、をより強化したいということもありまして、一部、修正というよりもつけ加わったこともありますので、それもあわせて御審議いただきたいと考えております。

私としましては、なるべく具体的なもの、要はいついつまでに何をやるのかということが明記されたものにしたいということで、おおよそのところはもう既にそうなっているのですが、まだ不十分なところももしあれば、そこについての修正についても御審議いただきたいと考えております。

現時点におきまして確認しておきたい事項がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

深尾委員。

○深尾委員 先ほど御説明いただいたのですが、詳細を見ると、もともと基本的な考え方を作ったときに、樋口部会長の御意向もあって、例えば、最後は「必要である」とするか「べき」とするかとか、どう表現するかということについて、かなり議論して決めたと思うのですが、そういう視点から見ると、比較すると違いがかなりあるという印象を受けました。今、見ただけですけれども、例えば審議結果の7ページの「ア」の④に「産業連関表（延長表）」について、審議結果では、「基幹統計化を推進する」でしたが、今回、提示された諮問ですと、30ページの一覧表の中段あたりにありますが、「産業連関表について、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る」となっていて、明らかに書きぶりは違うわけですね。

このあたりについて、もちろん私が個人的に例えば全部対応をつけることも不可能ではないかもしれませんが、非常に手間取りますので、もしできましたら、事務局として、この最後の書きぶりを含めて変わった部分については、何か対応表みたいなものをつくっていただきたい。それがないと審議に当たって非常に手間取ると思います。

○樋口部会長 10月9日に提示しました統計委員会からの基本的な考え方と、今回、総務省から提示いただきました基本計画に関する諮問で、変更点があれば、それをまとめてほしいということですが、どうでしょうか。

○澤村総務省政策統括官付企画官 その点につきましては、今後、本部会及び後ほど出てくるようですが、その下部機関であるワーキンググループ等の審議において提示させてい



ただいて、御審議いただきたいと思ひます。

ちなみに、そういった変更部分も、審議の中で御確認いただければと思ひますが、私どもの調整の過程では、可能な限り明確にすることに努めましたが、前向きに明確になった部分もあれば、実際にお話を詰めていくと、少し難しい、つまり、言葉としては推進という形で前向きなのだけれども、実際はそうではないという部分も出てまいりました。

今後の閣議決定を考えれば、そのあたりの実行可能性、先ほども少し触れましたが、実現可能性等も十分に勘案し、各担当府省と意見交換をしていただいた上で、今の諮問案の書きぶりがいいのか、そうではないのか、もう少し違った書きぶりがあるのかというような御議論いただくのが冒頭申しましたように、今後、第Ⅱ期計画をより充実させたものになるのではないかと考へている次第です。

○樋口部会長 最初に、どこが変更されているかということについては、これは一覧表なりという形で全員が目に見えるように御提示いただければと思ひます。

これは事実関係ですので、議論のプロセスでやはり必要と思ひますので、それはよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つの各府省と統計委員会の関係ですが、諮問に対する答申はなるべく来年の1月までに出したいと思ひますが、その後、各府省協議があつて、その協議を経て閣議に請議されるという段取りに先ほどの説明でもなつておりました。ただ、随時これは国民に対して何が議論されているのかは、提示していきますので、例えば統計委員会における答申と、その後の各省協議において変更がなされたのかということは、これは皆さんが目にする事ができると思ひますので、ここについては変更してはいけないということではなくて、もちろんルール上、変更ということはあり得ることになっておりますので、そのようにしていただければいいかと思ひますが、ただそれぞれのワーキンググループやこの基本計画部会で審議した結果については、別途国民に対して提示されることですので、その点を比較すればすぐ分かることで、どこが主張と変わったのかは見れば分かるようにしていきたいと考へておりますが、それがなくて済むようにできればやりたいと思つております。是非これは事務局、委員はもちろんのこと、各府省の実施部局の御協力もよろしくお願ひしたいと考へております。

それではこのようなやり方で進めてまいりたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 有難うございます。

それでは、もし何か御質問がありましたら、お願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

よろしければ、次の議事に移ります。

先ほどから繰り返して申し上げます10月9日に統計委員会は平成24年度の統計法施行状況に関する審議結果を公表いたしました。そして、また、そこの中におきまして、次期基本計画に関する基本的な考へ方も提示してあります。

統計委員会において、今回、諮問されました基本計画案がこの基本的な考え方に沿って策定されていると、今、一部変更がありましたがおおむねそういう方向で作成されているかどうかといった観点から審議をしていくことになるかと思えます。

この考え方にに基づきまして、今後の審議を進めていく上で、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○村上室長 では、御説明いたします。

お手元の資料2とそれからメインテーブルの方には席上配付資料【現時点で想定している答申のイメージ】です。この2つを用いて御説明を申し上げます。

次期「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する審議の進め方として、（案）で提示させていただきます。

この審議の進め方については、大きく4つのことを述べております。

第1が「審議の視点」、2つ目が「審議の手順」、3つ目が「審議結果のまとめ方」そして4つ目が「審議スケジュール」です。

それぞれ順番を追って御説明申し上げます。

まず第1の「審議の視点」です。先ほど来、お話が出てまいりました審議結果の基本的な考え方から今回の諮問がなされたわけですが、その諮問について、大きく3つの視点を持って審議を行っていただきたいと考えております。

まず1つ目の視点「（1）『基本的な考え方』の的確な反映」。

つまり、基本的な考え方で、皆様からお示ししていただいた事項がありますが、その基本的な考え方の精神に則って、諮問されているかどうかということです。

これは大きく2つありまして、1つは「基本的な考え方」に記載された事項について、明確化、具体化が図られているかどうかという観点で御覧いただきたいと思えます。

それから2つ目は、基本的な考え方では示されておりました実施時期についてです。実施時期が適切な時期かどうかということです。

これは個々の事項の実施時期という問題もありますし、さらに事項によっては関連する事柄がありますので、その関連する他の施策の実施時期との整合性が図られているかどうか。あるいはプライオリティー付けがなされているかどうか、そういった観点で実施時期についても御覧いただきたいと思えます。

これが1つ目の視点です。

それから、2つ目の視点は、諮問案で新たに追加された事項の確認ということで、先ほどの御説明では、農林業センサスについて新たに追加された。それからビッグデータについても本文に追加されております。

これらの新たに追加された事項については、その事項が適切かどうか御覧いただきたいと思えます。これが2つ目。

それから3つ目ですが、統計委員会としてさらに追加すべき事項があるか検討いただくということです。

これは基本的な考え方を取りまとめた後の社会経済情勢の変化もありますし、あるいはこの間、新たに公表される統計もあります。その公表結果を基にまた考えていく、あるいは統計委員会において、この間、基幹統計に係る審議として、先ほどの統計委員会で3本かかりましたけれども、その審議状況等も踏まえ、答申に追加すべき事項はないかという観点で御議論いただければと思います。

ここの中に、先ほど部会長からも御発言がありましたけれども、新たに就任いただいた方の新たな視点に基づいた意見も（3）の中で織り込んでいければと考えております。

以上、3つが「審議の視点」です。

それから、2つ目ですが「審議の手順」ということで、スケジュール、1月末に答申というスケジュールから考えますと、審議は非常に効率的に行う必要があるということで「審議の手順」は以下のとおり考えました。

4つのステップがあります。

まず、第1のステップは、これは本日なのですが、閣議決定までの流れを確認するというところで、これは先ほど総務省から説明いただきました。

その上で、審議の進め方を決定する。これは、これから行っていただくことです。

それから2つ目のステップは、基本計画部会のもとにワーキンググループを設ける。

これは別添1ということで、1ページめくっていただきますと「基本計画部会ワーキンググループの運営について」があります。基本的には、夏の統計法施行状況審議を行う際に設けましたワーキンググループとほぼ同じ枠組みです。

1番、ワーキンググループは3つのワーキンググループを設けるということで、担当部分も統計法施行状況の審議とほぼ同じです。

2番、ワーキンググループに属すべき委員及び臨時委員は別紙のとおりとするということです。

さらに1ページめくっていただきますと「ワーキンググループ（WG）に所属する委員」ということで、第1ワーキンググループ（経済関連統計）、第2ワーキンググループ（人口・社会、労働関連統計）、第3ワーキンググループ（共通・基盤的な事項）に、それぞれ4人の委員、臨時委員に所属いただきたいと思いますと考えているところです。

審議の継続性に配慮いたしまして、それぞれのワーキンググループに2名ないし3名の方は、統計法施行状況審議、基本的な考え方を審議いただいた方々で構成されております。これらの方々がコアメンバーという形になります。

コアメンバーの方々以外につきましても、ワーキンググループの座長は、参加を求められることができますし、あるいは委員及び臨時委員の方々は所属するワーキンググループ以外のワーキンググループにも参加できる。これは夏の枠組みと同じです。

以下、6番、7番という形でワーキンググループの運営についての取り決めがございます。これは統計法施行状況審議とほぼ同じ。唯一違う点と言えば、タスクフォースを統計法施行状況審議には設けましたけれども、今回はそこまでの余裕がないということで、ワ

ーキンググループ全体で御議論いただくというところです。

ワーキンググループの担当分野ですが、さらに1ページめくっていただき、別添2です。

3つのワーキンググループについて、ここに書かれているのは諮問にございました目次の項目をそれぞれ割り付けています。

基本的には、統計法施行状況審議と同じですが、一部異なる点があります。

例えば、第1ワーキンググループにつきましては、この表の一番下にあります第3の1の「(1) 事業所母集団データベースの整備・利活用」を統計法施行状況審議におきましては、基本計画部会で審議いたしましたけれども、第1ワーキンググループの経済構造統計を軸とした体系的な整備と、事業所母集団データベースは、議論として不可分なところですので、第1ワーキンググループに割り付ける形にさせていただいております。

同様に、第3ワーキンググループにつきましても、例えば、一番下の「5 国際協力及び国際貢献の推進」につきましては、基本計画部会で議論していたものを第3ワーキンググループに割り付ける形にしております。

この担当分野の中で、「第1施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」及び「第4基本計画の推進」の2つにつきましては、ワーキンググループには割り付けておりません。基本計画部会で議論すべき大きな事項だと判断していますので、これらの2つにつきましては、基本計画部会で議論いただきたいと考えております。

また、1ページ目に戻っていただきまして、今のが審議の手順の(2)です。

そして、(3)で各ワーキンググループが審議結果を取りまとめていただきまして、その結果を基本計画部会に報告いただく。

(4)で基本計画部会におきましては、それらをもとに答申案を取りまとめるということで、このときに勘案すべき要素が5つあるかと思えます。

まず1つ目が「①諮問案の第1及び第4の記載の確認」これは基本計画部会に割り付ける大きな事項ということで、基本計画部会に審議いただきます。それから、②ワーキンググループの審議結果、それから「③諮問案に対する意見募集の結果」、要はパブリックコメントの結果を活用するということです。

それから4つ目は、この間に議論されます基幹統計調査に係る答申、3つの諮問が今日行われましたけれども、その答申における「今後の課題」なども勘案すべき要素だと思います。

それから5つ目は、関係府省等の意見。

こういったものを総合的に勘案して答申を取りまとめるという手順です。

その取りまとめる答申案ですが、審議結果のまとめ方ということで、この答申案はその諮問案の適否をまず述べていただきまして、その上で諮問案につきまして、修正すべき事項がございましたら、その修正すべき事項とその内容、そしてなぜ修正すべきなのかという点を記載していただくというものです。

これは言葉だけでは少しわかりづらいと思いますので、メインテーブルの方々には席上

配付資料ということで、そのイメージをお配りしております。

本文といたしまして、本委員会で審議した結果、下記のとおり結論を得たので答申するというので、下記のとおり「記」ですけれども、1番で「変更の適否」。適否を述べていただく。その上で、以下の部分については修正等が必要だと指摘いただくのが2番です。「修正等が必要と考える箇所及び理由」。どこの箇所については、どのような理由から、このように修正するべきであるという形で述べていただく。

これらの修正等を反映したものとして、別添、修正案です。修正を反映した修正履歴を消しました溶け込み版を添えるという形で考えております。

最後、別添3青い色の横置き紙が審議スケジュールです。

資料2の最後のページです。

こちらに統計委員会、基本計画部会、ワーキンググループ、それから3つの部会のスケジュールをはめ込んでおります。

10月30日は、今日です。そして、今日基本計画部会において諮問が付託されましたので、今後、ワーキンググループを11月ないしは12月上旬にかけて開催していただく。ワーキンググループにつきましては、3つワーキンググループがございまして、それぞれ2回ないしは3回だと思われませんが、審議内容に沿って開催していただく回数というものは変わってくるかと思えます。

12月の予定については、これは現在調整中ございまして、変更の可能性がありますが、12月につきまして、中旬に基本計画部会を開催する。ここにおきまして、諮問案の第1及び第4の部分の審議やワーキンググループの審議結果報告、パブリックコメントの報告、答申骨子案の審議などを行っていただきたいと考えております。

その後、1月中旬に基本計画部会で答申案を審議。そして1月下旬に答申案の決定を基本計画部会で行った上で統計委員会に報告という形で、統計委員会で答申を決定するというスケジュールで考えております。

結構タイトなスケジュールで非常に恐縮ですけれども、こういった形で御審議いただければと考えております。

私からは以上です。

○樋口部会長 有難うございました。

次期基本計画についてどのような体制で審議を行っていくのが効率的かつ十分に議論できるかなということで、いろいろ考えました。ワーキンググループを設けずに、基本計画部会を複数回開催してそこで全て議論をしていくという案もありますが、やはり詳細に見た方がよろしいだろうということで、今回提案させていただきましたのは、ワーキンググループをやはり設けるということで、それについては、これまでやってきましたワーキンググループを継続していったらどうかという考え方です。

まず、そのやり方について、御意見がございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

おおよそのところはもう既に議論してきたところですが、新たにやはり行政記録の活用、これについてかなり社会的ニーズが高まっております。

さらには、先ほどのビッグデータにつきましても、研究を進めるということで、基本計画の諮問には書いてありますが、もう少し具体的にしたらどうかというような意見も出ております。どこをどうビッグデータとして使うのかというようなことについても、今のところは全般的な記述となっておりますが、そういうところも含めてワーキンググループにおいて、詳細な御議論をいただきたいと思いますので、もしよろしければ、そのような方法で進めさせていただきたいと思います。

それでは、ワーキンググループを設けることにいたしまして、各ワーキンググループに所属する委員につきましても、これまでお願いした委員にさらに続けていただくと同時に、新たに御就任いただいた委員におかれましては、専門の知見を反映させたいと考えて、先ほど提示されましたような資料2の別添1で示された委員構成でやっていきたいというのですが、これについて御意見がございましたら、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

有難うございます。

それでは、そのようにしたいと思います。それぞれのワーキンググループの座長も前期の流れを引き継ぎまして、第1ワーキンググループについては深尾委員、第2ワーキンググループについては津谷委員、そして第3ワーキンググループにつきましても廣松委員にお願いしたいと考えております。

この点もあわせ、御議論いただければと思いますが、いかがでしょうか。

何か御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 それでは、御異議もございませんので、そのように進めていくことが認められたことにいたします。

それでは、今後の審議の進め方については、先ほどの案のとおり御了解ということでございますが、スケジュールについては、これは私どもで想定したスケジュールですので、それぞれのワーキンググループでもっと必要だということであれば、そういった形で開いていただければよろしいと思いますし、逆にそんなに要らないということがあれば、それも反映したいと思いますので、今のこのスケジュールについては、あくまでも案ということで、これは決定事項ではございませんので、そのように進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

特に、ワーキンググループにつきましても、今、説明されましたように、非常にタイトなスケジュールになっております。その間に御多忙の中、お集まりいただいて、御審議いただくということになりますので、座長におかれましても、ぜひよろしく御指導のほどを

お願いしたいと思います。

本日予定されました議事は以上です。

以上で、本日の部会はこのあたりとさせていただきたいと思います。

今後、それぞれのワーキンググループに分かれての審議となりますので、ワーキンググループごとの詳細なスケジュール、審議内容等につきましては、それぞれの座長と事務局で相談の上、調整していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、繰り返しになりますが、各府省及び地方公共団体の皆様におかれましては、今後の基本計画部会及びワーキンググループの審議において、施策の取組状況の説明や御意見の聴取など、御協力をお願いしたいことが多々あるかと思ひますので、何とぞ御協力のほどよろしくお願ひいたします。

最後に、次回の基本計画部会の日程につきまして、事務局からお願ひします。

○村上室長 次回の基本計画部会ですが、12月に開催する予定です。

詳細は別途お知らせいたします。

よろしくお願ひします。

○樋口部会長 これも予定ですので、もしかしたら少し早くなるということもあるかもしれませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、どうも本日は有難うございました。